

呼値の制限値幅制度等の改正について

平成 11 年 10 月 27 日
名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 改正趣旨	<p>現在、名古屋証券取引所（以下「本所」という。）においては、個別銘柄に関して「呼値の制限値幅制度（以下「制限値幅」という。）」を導入して、1日の価格変動幅について、基準値段を中心とした一定範囲に抑止している。制限値幅については、市場攪乱要因の発生時等において証券市場における公正・円滑な価格形成、投資者保護に寄与しているところである。</p> <p>しかしながら、制限値幅の設定数値については、基準値段が10万円の前後の部分において、5,000円から10倍の5万円に過度の拡大が行われていること、基準値段が1,000万円を超えた部分において、基準値段の水準にかかわらず、一律200万円に制限されていることなど、他の基準値段帯の数値水準との不均衡が指摘されていた。この点に関して、近年の高株価銘柄の上場数増加を受けて、当該不均衡による価格形成への影響が実務的に顕在化するおそれが生じてきていることから、当該基準値段帯に係る制限値幅の数値を早急に改正する必要が高まっている。</p> <p>本所では、こうした状況を踏まえて、投資者の利便性向上等の観点から、制限値幅の改定を行うなど、「呼値の制限値幅に関する規則」等諸規則に関して所要の改正を行うものとする。</p>	
2. 改正概要		
(1) 呼値の制限値幅の改正	<p>株券に係る制限値幅について、基準値段1万円台から50万円の価格帯及び基準値段1,000万円超の価格帯の基準値段区分及び値幅の改正を行うものとする。</p>	<p>別紙「呼値の制限値幅等の一部改正案」参照 同上</p>

呼値の制限値幅等の一部改正案

(単位:円)

現 行			改 正 案		
基 準 値 段	制限値幅	更新値幅	基 準 値 段	制限値幅	更新値幅
0以上 ~ 100未満	30	5	0以上 ~ 100未満	(現行どおり)	
100以上 ~ 200未満	50		100以上 ~ 200未満	"	
200以上 ~ 500未満	80		200以上 ~ 500未満	"	
500以上 ~ 1,000未満	100	10	500以上 ~ 1,000未満	"	
1,000以上 ~ 1,500未満	200	20	1,000以上 ~ 1,500未満	"	
1,500以上 ~ 2,000未満	300	30	1,500以上 ~ 2,000未満	"	
2,000以上 ~ 3,000未満	400	40	2,000以上 ~ 3,000未満	"	
3,000以上 ~ 5,000未満	500	50	3,000以上 ~ 5,000未満	"	
5,000以上 ~ 10,000未満	1,000	100	5,000以上 ~ 10,000未満	"	
10,000以上 ~ 30,000未満	2,000	200	10,000以上 ~ 20,000未満	2,000	200
			20,000以上 ~ 30,000未満	3,000	300
30,000以上 ~ 50,000未満	3,000	300	30,000以上 ~ 50,000未満	4,000	400
50,000以上 ~ 100,000未満	5,000	500	50,000以上 ~ 70,000未満	5,000	500
			70,000以上 ~ 100,000未満	10,000	1,000
100,000以上 ~ 200,000未満	50,000	5,000	100,000以上 ~ 150,000未満	20,000	2,000
			150,000以上 ~ 200,000未満	30,000	3,000
200,000以上 ~ 500,000未満	80,000	5,000	200,000以上 ~ 300,000未満	40,000	4,000
			300,000以上 ~ 500,000未満	50,000	5,000
500,000以上 ~ 1,000,000未満	100,000	10,000	500,000以上 ~ 1,000,000未満	(現行どおり)	
1,000,000以上 ~ 1,500,000未満	200,000	20,000	1,000,000以上 ~ 1,500,000未満	"	
1,500,000以上 ~ 2,000,000未満	300,000	30,000	1,500,000以上 ~ 2,000,000未満	"	
2,000,000以上 ~ 3,000,000未満	400,000	40,000	2,000,000以上 ~ 3,000,000未満	"	
3,000,000以上 ~ 5,000,000未満	500,000	50,000	3,000,000以上 ~ 5,000,000未満	"	
5,000,000以上 ~ 10,000,000未満	1,000,000	100,000	5,000,000以上 ~ 10,000,000未満	"	
10,000,000以上 ~	2,000,000	200,000	10,000,000以上 ~ 20,000,000未満	2,000,000	200,000
			20,000,000以上 ~ 30,000,000未満	3,000,000	300,000
			30,000,000以上 ~	4,000,000	400,000

(注)更新値幅とは、特別気配の更新値幅及び売買立会終了時の約定値段の値幅をいう